

令和6年度第3回建築審査会 議事録

1 日時 令和6年11月22日（金） 午後2時半 開会

2 場所 長野県住宅供給公社 1階会議室

3 出席者

【委員】

河辺委員、中田委員、場々委員、北村洋子委員、飯島委員、荒城委員

【事務局（特定行政庁）】

土屋主任専門指導、藤原課長補佐兼指導審査係長、大山主任、小河技師

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議（議案第1号）

道路上空に設置する渡り廊下について

ア 概要 法第44条第1項第四号の許可

(建築基準法第44条第1項第四号の許可の説明)

第44条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

(略)

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委員	<p>上伊那のこの地域がどのくらい雪が降るのかわからないのですが、北部においては春先に雪がドカッと降ることもあると思います。ドレーンヒーターを設置予定になっているのですが、このヒーターというのは雪に対してどのくらい対応ができるのでしょうか。何か、そういうものに対して対応がとられているものなのか、何センチまでの降雪は耐えられるのでしょうか。</p> <p>懸念されるのは、通常の雪は耐えられると思いますが、ドカッと降ったときに対応できるのでしょうか。</p>
特定行政庁	<p>特に能力まで謳われているものではないのですが、毎日3交代24時間体制で工場は動いており、台車が渡る必要があるため、今現在でも、常に除雪、凍結防止が行われています。聞き取りをしましたところ、冬場に降る雪はほとんどありませんが、春先、比較的遅い時期に雪が降ることがあるということです。それがなくても凍結の恐れがあるので、危ない時は融雪剤等で対応しており、凍結防止については今現</p>

	<p>在も対策をとっています。それを引き続きとっていき、屋根雪に関しては、パラペット内に雪がたまりますが、職員の方が状況を見て維持管理ができるようになっていきます。</p>
委員	<p>パラペットに人が出られるということですか。</p>
特定行政庁	<p>出られます。</p>
委員	<p>移動ルートですが、今はどうやって移動しているのでしょうか。</p>
特定行政庁	<p>平面図上は、先ほどの渡り廊下と同じ位置になります。</p> <p>P7 既存立面図の北工場南立面図右下の出入口から出て、道路で一旦停止して左右確認をして、道路を渡り、南工場に関しましては、若干高いところ、p7 既存立面図南工場北立面図に記載のある階段の下りきったところにある 1 階の入口から入ります。上の写真の右側の方に傾斜路があって、道路を渡って傾斜路を登っていくという形になります。</p>
委員	<p>台車は転がしていくということですね。資料に載っている台車の数というのは、現在の台車の数を計算したものということでしょうか。</p>
特定行政庁	<p>そうです。</p>
委員	<p>上を通ることが会社としてルールになったら、下は通行しないなどの配慮はあるのでしょうか。時々、「社員が通ります注意」みたいな看板が出ていることがあると思いますが、上を通るから安心だなと思っているときに、実は下も通るということはないのでしょうか。</p>
委員	<p>ここには、横断歩道があるのでしょうか。それとも、横断歩道がないところを会社の人たちが行ったり来たりしているのか、もし横断歩道があるとしたら、横断歩道がすぐなくなるということはないと思われま。</p>
特定行政庁	<p>この場には横断歩道はありません。ない場所なので、確認をして歩行者が渡るとい形です。従業員向けには、p4 上写真のように足元に必ず止まりなさいという表示をして、安全管理を徹底している状況です。今後、廊下ができれば、台車は間違いなく屋外を通ることはなくなりますし、通常の従業員に対しても特に取り決めを条件にしているわけではないですが、会社として引き続き安全管理を徹底していただくこととなります。</p>
委員	<p>公共的利便について書いてありますが、例えば、庁舎をつないでいるとか、商店街や店舗と駐車場をつないでいたりするのは見たことがあるのですが、工場と工場をつなぐというのは県内でも事例があるのでしょうか。</p>
特定行政庁	<p>病院とか大きな店舗が比較的多いです。直近で同じ条文で許可した事例は、令和3年の工場があります。</p>

委員	渡り廊下ができると、安全性が上がるということですね。
特定行政庁	そうですね。
委員	構造の設計はできているのでしょうか
特定行政庁	構造計算も終わっています。
委員	北と南で柱の位置がずれています。上空の部分の梁というのは梁受けのようになっている、一体的に構造計算しているから良いということなのでしょう。片持ち梁でも6メートルスパンだと遠いから、それを受けるような斜材が出てきて、逆に端の方の天井が低くなってしまうということはないですね。
特定行政庁	南北の工場からは独立して、道路上と道路から敷地に入った部分を含めて一体で構造設計されています。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第2号）

建築基準法第43条第2項第二号の規定により、建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第43条第2項第二号の許可

（建築基準法第43条第2項第二号の許可の説明）

第43条 建築物の敷地（略）は、道路に2m以上接しなければならない。

（略）

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

（略）

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし